

いわゆる座学による研修会の実施方法に関する時限的特例の質問への回答（その2）  
（令和2年8月3日）

引き続き、ご照会のあった事項についてまとめてお示ししますので、ご参照ください。

なお、回答その1同様、お寄せいただいた質問のうち、ホームページに掲載した規定に記載している事項についての質問及び個々の事例を挙げての照会には回答しません。

1. 「あらかじめ受講者の申込みを受付け、受講申込者名簿を作成するとともに、その名簿登載者のみがウェブ会議ツールを使用して受講できるような方法をとること。」とあるが、あらかじめ申し込んでいない者あるいは薬剤師以外の者が受講することはできないのか。

この対象は薬剤師のみであり、この時限的特例の規定の適用もその範囲になります。ただし、研修の実施団体の責任において薬剤師以外の者等に受講させることは任意です。

一方、受講した薬剤師に対して研修受講シールを交付しようとする場合は、規定の方式を遵守する必要があります。加えて、薬剤師でない者や申込みをしていない薬剤師が研修受講シールの交付を受けるなどの支障を生じた場合は、研修実施機関の登録取消の対象となりますので、十分注意してください。

なお、このような支障を生じさせないために、研修受講シールの交付を受ける者と受けない者とを明確に区別して管理するなどの方策を、実施団体において講ずる必要があると考えます。

2. 利用者を限定できる方式の動画共有サイトは利用できないのか。

どのような形態であれ、ウェブ会議ツール以外のものは、この特例の対象外です。

3. ウェブ会議ツールの利用に習熟した者が研修実施機関の役職員にはいないが、研修会の共催団体にいる場合は特例の適用が受けられるのか。

受けられません。